

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計2件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成28年2月16日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
2	平成28年2月16日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

意見書

平成 28 年 2 月 16 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー

代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 1 月 27 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
<p>2. 一般帯域透過端末回線機能（ドライカップ）及び帯域分割端末回線伝送機能（ラインシェアリング）の接続料</p> <p>3. 通信路設定伝送機能の接続料</p>	<p>1. 現在の接続料算定方法の限界について</p> <p>実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスにおいては需要が減少していく中で接続料が上昇し、接続料の上昇により更に需要が減少するという悪循環の構造となっており、ここ数年接続料の急激な上昇が継続し利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>一方、ドライカップや専用線については需要が減少しているものの未だ利用者は多く、特に専用線におけるデジタルアクセス回線は低速の帯域保証型サービスで、主に金融機関における ATM 向け回線や消防機関等、国民生活に不可欠で公共性の高いサービスに利用されています。このような状況の中で、接続料が上昇していくことは社会に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p> <p>したがってレガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方といった総合的な視点で総務省殿、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東日本殿」といいます。）、西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT 東西殿」といいます。）及び接続事業者で議論の場を設定し検討すべきと考えます。</p>
<p>2. 一般帯域透過端末回線機能（ドライカップ）及び帯域分割端末回線伝送機能（ラインシェアリング）の接続料</p> <p>3. 通信路設定伝送機能の接続料</p>	<p>2. レガシー系設備に係る接続料の予見性確保について</p> <p>実績原価方式に基づいて算定されているメタル回線や専用線等のレガシー系設備に係る接続料については、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び調整額に加え、需要減少の影響により、大幅な値上がり傾向が継続しており、予見性が確保されていない現状では事業計画への反映ができないといった多大な影響を与えています。</p> <p>特に、専用線（通信路設定伝送機能）のデジタルアクセス（64kbps）の接続料については、平成 24 年度適用料金と平成 28 年度適用料金案を比較した場合、NTT 東日本殿で+63.2%、NTT 西日本殿で+99.4%と大きく上昇しており、接続事業者にとって全く予測ができないものとなっています。</p> <p>一方、NTT 東西殿の接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、専用線の料金水準の上昇要因の一つとして設備更改を実施した旨の説明がありました。このような設備更改は計画的に実施されることから、NTT 東西殿は予め設備更改による接続料原価の増加を予期できたものと考えられます。</p>

	<p>平成 24 年度より、メタル回線、専用線の接続料に関する情報について、毎年 10 月末に情報開示されているものの、接続事業者は利用者との間で複数年に渡り利用契約を行っている実態があります。また、今後レガシー系サービスの事業の継続性について慎重かつ早急に検討する必要もあるため、接続事業者の将来的な予見性確保の観点から、NTT 東西殿においては設備更改の計画及びコスト削減の目標等を考慮した 4～5 年先までのレガシー系設備に係る接続料原価の推移の予測を実施し、接続事業者と共有すべきと考えます。</p>
<p>3. 通信路設定 伝送機能の接続料</p>	<p>3. 専用線の整理品目化及び代替サービスへの移行について</p> <p>専用線においてはイーサネットサービスや IP サービス等の光ファイバを利用した代替サービスへの移行が進み需要が減少していますが、接続料の上昇により利用者に過度な料金負担が生じないように、需要が一定程度まで減少した場合は整理品目化等を実施し、期限を定めて代替サービスへの移行を実施する具体的な方策の議論を進めていくべきと考えます。その際に、代替サービスがない提供エリアにおけるサービス提供方法等については、総務省殿が主導となり、NTT 東西殿並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。</p>
<p>2. 一般帯域透過 端末回線機能 (ドライカッパ) 及び帯域分割 端末回線伝送機能 (ラインシェアリング) の 接続料</p> <p>3. 通信路設定 伝送機能の接続料</p>	<p>4. レガシー系設備に係る接続料算定ルールの見直しについて</p> <p>(1) 接続料算定ルール見直しの議論の場の設定</p> <p>実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスは、マイグレーションの進行により需要が減少していく中で接続料が上昇し続けており、利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>したがって、総務省殿を中心に PSTN マイグレーションに係る円滑な移行の在り方に関する検討会等の場において、コア網だけでなくレガシー系サービスに係るアクセス回線についての新しい料金算定ルールの在り方について議論し、検討を進めるべきと考えます。</p> <p>(2) 専用線の接続料に係るプライスカップ設定</p> <p>代替サービスへの移行期間においては、円滑で着実な移行を実施するために接続料の急激な上昇を抑制する措置が必要と考えます。そのため、例えば、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)においては、利用者料金と接続料の差分を営業費相当とみなし、当該営業費相当分が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるか否かを検証することにより接続料水準の妥当性を検証していますが、この基準を接続料の上限とすることも一案と考えます。</p> <p>専用線は平成 21 年 3 月の「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」改定において、「利用者に及ぼす影響の度合いが低くなっており、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下している」という考えからスタックテストの対象外となった経緯がありますが、その後、</p>

	<p>専用線の接続料は大幅に上昇し、光ファイバを利用した代替サービスへの移行へ向けた対応等をせざるを得ない状況となっています。このようにスタックテストの対象外とした当時とは大きく状況が変わり利用者へ影響が相当大きいものとなってきているため、改めて専用線を検証区分に追加してスタックテストを実施し、プライスキップの設定を検討すべきと考えます。</p> <p>また、前記した方策以外でも海外の事例も参考にしながら多角的にレガシー系サービスに関する接続料算定ルールの見直しを検討する必要があると考えます。</p> <p>(3) レガシー系設備に係る接続料算定に適用する報酬率の検証</p> <p>レガシー系設備に係る接続料の上昇要因の一つに報酬額の大幅な増加があります。NTT 東西殿が設備管理運営費を削減している場合でも、報酬額の増加がそれを打ち消し、原価の削減効果が得られないケースもあります。</p> <p>報酬率についてはこれまでも様々な議論がありますが、積極的な投資を行わないレガシー系サービスにおいては、新規投資が必要な新しいサービスとは異なる自己資本利益率を適用すること等について検証する必要があると考えます。</p>									
<p>【参考】各機能の主な接続料</p> <p>(4) 中継伝送機能</p>	<p>5. 中継ダークファイバの経済的耐用年数の見直しについて</p> <p>「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成 27 年 9 月)において、「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」と示されていることから、中継ダークファイバ等における光ファイバケーブルの耐用年数(現行：架空 15 年、地下 21 年)を見直すべきと考えます。</p>									
<p>4. 公衆電話機能の接続料</p> <p>・特設公衆電話に係る費用の扱い</p>	<p>6. 特設公衆電話のアクセス回線コストに係る原価参入について</p> <p>特設公衆電話に係るアクセス回線コストについては公衆電話接続料に加算して算定されていますが、特設公衆電話の設置数の増加に伴い公衆電話機能に含む特設公衆電話の料金も増加してきています。したがって NTT 東西殿においては今後も増加が見込まれる特設公衆電話に係る将来の設置計画を示すとともに、不必要な設置が生じないよう適切に対応して頂きたいと考えます。</p> <p>アナログ公衆電話における特設公衆電話に係る料金額(単位：円/3 分)</p> <table border="1" data-bbox="408 1675 1169 1825"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 適用料金</th> <th>平成 27 適用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本殿</td> <td>10.89</td> <td>5.96</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本殿</td> <td>7.92</td> <td>4.27</td> </tr> </tbody> </table>		平成 28 適用料金	平成 27 適用料金	NTT 東日本殿	10.89	5.96	NTT 西日本殿	7.92	4.27
	平成 28 適用料金	平成 27 適用料金								
NTT 東日本殿	10.89	5.96								
NTT 西日本殿	7.92	4.27								

以上

意見書

平成 28 年 2 月 16 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社

だいはうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年1月27日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

■はじめに

2020年代に向けて世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展による経済活性化や国民生活の向上を実現するため、FTTH サービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤として増々その重要性が高まる一方で、メタル回線を用いた固定電話や接続専用線をはじめとするレガシー系サービスに係る需要は減少が続き、その接続料は上昇傾向が続いております。

実際、現在の電気通信市場は、以下のとおり、メタル回線を用いた固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH 契約数は依然として増加傾向が続いており、順調にメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しております。

（単位：万契約）

	H23年3月末	H24年3月末	H25年3月末	H26年3月末	H27年3月末
固定電話	3,870 (▲9%)	3,521 (▲9%)	3,204 (▲9%)	2,941 (▲8%)	2,719 (▲8%)
FTTH	2,022 (+14%)	2,230 (+10%)	2,385 (+7%)	2,531 (+6%)	2,661 (+5%)

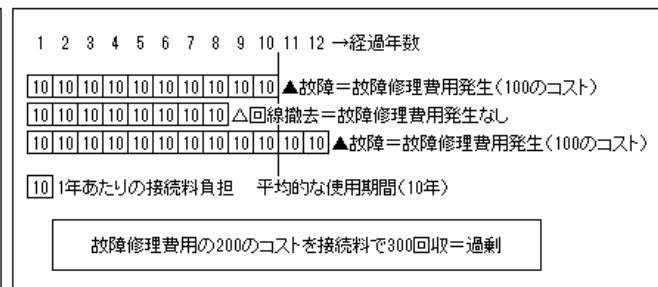
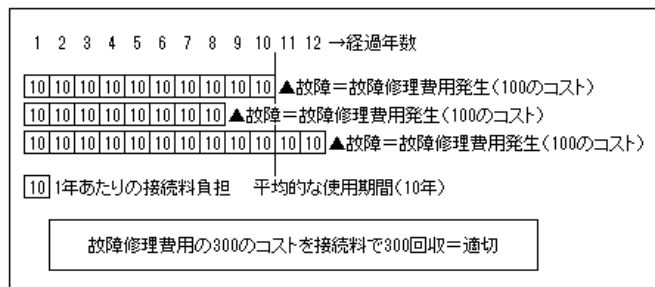
※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成27年度第2四半期（9月末））より

※（）内の数字は、前年同月比

接続料の急激な上昇は、利用者料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として利用者利便を損ねる懸念があるとともに、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の急激な変動に対する一定の配慮は必要なものの、このようにメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。

そのためには、メタルからのマイグレーション先である光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。

該当箇所	弊社意見
<p>一般帯域透過端末回線機能（ドライカッパ）の接続料</p>	<p>今回申請された平成 28 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響、調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しています。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると思います。</p>
<p>光屋内配線を利用する場合の加算額、及び、光屋内配線に係る工事費</p>	<p>接続事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されていることから、主端末回線部分のみならず、シェアアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。</p> <p><光屋内配線を利用する場合の加算額の算定について></p> <p>光屋内配線を利用する場合の加算額の算定は、大まかに「作業単金×故障修理作業時間＋物品費」÷「平均的な使用期間（10年）」となっており、10年（平均的な使用年数）に1度光屋内配線が故障する前提で、当該故障対応に係る費用を10年で除して月々の接続料として負担しているものです。</p> <p>すなわち、全ての屋内配線が一度は故障する前提で接続料を負担しておりますが、実際には一度も故障せずに回線解約・撤去に至る回線も存在しており、現行の算定方法では、その点が考慮されていないため、実際に要する故障対応費用に比べて回収される接続料が過剰となっている懸念があります。</p>



当社は、平成 22 年～平成 23 年に au ひかりサービスの大規模なサービス提供エリアの拡大を実施しており、また、平成 25 年にはソネットが NURO 光サービスを開始する等、当該接続料が初めて設定された当時（平成 22 年度）と比べると、格段にキャリアチェンジが行われる機会が増大しており、キャリアチェンジの際には必ずしも光屋内配線が転用されて継続利用される訳でもないことから、近年、その懸念の傾向が拡大している可能性があります。

したがって、NTT 東・西においては、接続料算定の適正化を図る観点から、実態を調査のうえ、例えば、「作業単金×故障修理作業時間＋物品費」に対して、故障対応率のような概念を導入して接続料原価を補正する等、実態にあった算定方法にすべきと考えます。

また、光屋内配線の平均的な使用期間についても、引き続き調査のうえ、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、直ちに算定に用いる平均的な使用期間を実態に即した値に見直すことが必要です。

<光屋内配線に係る工事費の算定について>

昨年度、光屋内配線に係る工事に係る作業時間の再計測・見直しにより光屋内配線に係る工事費の低減化が図られ、平成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、作業時間に大きな影響を与える配管設置有無の比率の毎年度の調査及び定期的（例：5 年）な作業時間の再計測を行うことが要請されましたが、こうした取り組みを引き続き、確実に実施していくことが必要です。

<p>通信路設定伝送機能の接続料</p>	<p>今回申請された平成 28 年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年比で NTT 東日本+15.3%、NTT 西日本+23.4%（高速デジタル 64kb/s、エコミークラス、タイプ 2、同一 MA 内）と、NTT 東・西共に大幅な上昇となっており、また、平成 25 年度の接続料と比較すると、NTT 東日本+73%、NTT 西日本+107%となっており、この 3 年間で接続料がほぼ倍となっております。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>一方で、接続事業者の予見性を高める方策として、平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、昨年度に引き続き、接続料の認可申請前の段階（H27 年 10 月末）で、接続専用線に係る原価及びその内訳、機能別回線数、単価（H28 年度接続料算定に係るもの）が開示されました。また、今年度については、平成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、新たにメガデータネットに係る原価等についても開示されるなど、接続事業者の予見性を高める取り組みとして評価できるものであり、来年度以降も継続して開示される必要があると考えます。</p> <p>あわせて、接続専用線及びメガデータネットの接続料については、今後も需要減少により更なる接続料の上昇が見込まれることから、接続事業者の中期的な予見性を高めるために、一定の試算前提を置いたうえで、NTT 東・西が現状把握しうる要因（設備更改の影響等）を反映させた 3～5 年程度の原価予測を開示することが必要です。</p>
<p>資本構成比率の算定</p>	<p>現在、NTT 東・西の接続料に係る報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。</p> <p>これは、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をできるだけ反映した資本構成比とするという考え方をとっているものと思われ、例えば、「固定資産は長期にわたって保有される性格のものであるため、これを調達するための資金は長期に安定した調達手段によるのが望ましい」という一定の経営理論に基づき、固定資産は原則自己資本から、流動資産は残りの他人資本から賄われるという仮定で、資本構成比が算出されているものと考えられます。</p>

しかしながら、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難いため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賅ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。

接続料規則においては、他人資本比率は、「負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する」（第十一条第6項）、自己資本比率は、「一から他人資本比率を差し引いたものとする」（第十二条第2項）と規定されておりますが、上述の NTT 東・西の資本構成比の算出が、この「実績値を基礎」とした考え方からも乖離している懸念があります。

具体的には、レートベースに含まれない流動資産を「有利子負債以外の負債」から全て圧縮することによって、レートベースに対応する資本構成は、自己資本、有利子負債及び退職給付引当金のみとなっておりますが、レートベースには運転資本（当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間（45.625 日）における、当該機能の管理運営に不可欠な営業費用）も含まれております。固定資産を原則自己資本で賅う仮定だとすると、運転資本を賅うものは、流動負債だと1年以内に期限到来の関係会社長期借入金等しかなく、後は固定負債の関係会社長期借入金等又は退職給付引当金しかありません。

これは、例えば、ベンチャー企業や業績が悪化して資金繰りが苦しい企業などが資金回収までの期間の運転資本を外部融資等の他人資本で賅うことは考えられても、NTT 東・西のような安定した大企業が資金回収までの期間の運転資本を外部融資や退職給付引当金で調達しているとは考えにくいと、資金調達の実態を反映したものとは言い難く、資本構成比の算定に恣意性が働いている懸念があります。

<NTT東日本の場合 平成28年度接続料算定に係る資本構成比>
レートベース (資本構成)

貯蔵品	24,561	有利子負債	流動負債	1年以内に期限到来の関係会社長期借入金	96,820
投資等	3,595			リース債務	441
運転資本	119,982			関係会社長期借入金	489,865
H26稼働電気通信事業固定資産	2,770,771	固定負債	リース債務	1,086	
			退職給付引当金	141,099	
		自己資本			

(単位：百万円)

※網使用料算定根拠及び決算公告の貸借対照表から作成

	<p>もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。</p> <p>これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。</p>
--	--

以上